

山村振興計画書

| | | |
|-------|-------------------|----------------|
| 都道府県 | 市町村名 | 作成年度 (変更年度) |
| 北海道 | 新十津川町 | 令和 5 年度 |
| 振興山村名 | 新十津川町 | |
| 指定番号 | 昭和 43 年 (第 313 号) | |

I 地域の概況

1 自然的条件

(1) 地理、地勢

本町は、空知管内の中心部、石狩川の右岸に位置し、東西 35 キロメートル、南北 30 キロメートルで、面積 495.47 平方キロメートルであり、東を石狩川を隔てて滝川市、砂川市及び奈井江町と相対し、西は樺戸山系をもって当別町、増毛山脈をもって石狩市に接し、北は尾白利加川を境に雨竜町と、南は樺戸境川を境に浦臼町と接している。

(2) 気候

気候は、内陸型で四季の変化に富み、増毛、樺戸山系の影響で、冬は北西の風が強く、寒冷地帯で積雪量も多くなっている。

夏は、南西の風が吹き温暖な気候に恵まれており、年平均気温は 7 度前後、年間降水量は、1,500 ミリ前後だが多い年は 1,800 ミリを超えることもある。初雪は 10 月末頃で、融雪は概ね 4 月中旬となっている。

積雪は 1 メートル前後だが、山間部では 2 メートル近くに達する。

2 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

昭和 50 年以降、人口は依然として減少傾向である。昭和 50 年と令和 2 年で比較してみると、総数で 9,527 人から 6,484 人と 32 パーセント減少しており、特に 0 ～14 歳は 69 パーセント減と大きく減少している。また 65 歳以上の高齢者は 2.5 倍に増加しており、少子高齢化が著しく進んでいる。

■人口の推移

(単位:人、%)

| 区 分 | 昭和35 | 昭和50年 | | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 14,862 | 9,527 | △17.2 | 7,249 | △5.7 | 6,831 | △5.8 | 6,484 | △5.1 |
| 0歳～14歳 | 5,065 | 2,309 | △29.6 | 858 | △10.5 | 755 | △12.0 | 719 | △4.8 |
| 15歳～64歳 | 9,034 | 6,161 | △12.3 | 3,936 | △11.9 | 3,443 | △12.5 | 3,099 | △10.0 |
| うち15歳～29歳(a) | 4,084 | 1,900 | △20.4 | 719 | △20.6 | 636 | △11.5 | 554 | △12.9 |
| 65歳以上(b) | 763 | 1,057 | 7.3 | 2,455 | 8.8 | 2,631 | 7.2 | 2,666 | 1.3 |
| (a)／総数 若年者比率 | 27.5 | 19.9 | — | 9.9 | — | 9.3 | — | 8.5 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 5.1 | 11.1 | — | 33.9 | — | 38.5 | — | 41.1 | — |

(出典：国勢調査)

(2) 産業構造の動向

本町は、石狩川及び徳富川流域の肥沃な平野部や丘陵地等、恵まれた土地資源を活かした農業を基幹産業として発展し、北海道における食糧基地としての役割を果たしてきた。

このような中、近年の農業情勢の変化により農家人口の減少が続いており、産業別就業人口比率も、令和2年では、第1次産業が24パーセントに対し、第3次産業が63パーセントとなっている。

■産業別人口の動向

(単位:人、%)

| 区 分 | 平成22年 | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 3,414 | 3,219 | △14.3 | 3,059 | △5.0 |
| 第1次産業 就業人口比率 | 28.4 | 26.5 | — | 23.5 | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | 16.0 | 14.9 | — | 13.2 | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | 55.6 | 58.6 | — | 63.3 | — |

(出典：国勢調査)

(3) 土地利用の状況

本町の総土地面積は、49,547ヘクタールであり、そのうち林野面積は38,311ヘクタールで77パーセントを占めている。また、就業者の高齢化や後継者不足の問題がある中、スマート農業の推進などにより、令和2年の耕地面積は、平成22年の値を概ね維持している。

■土地利用の状況

(単位：ha、%)

| | | 総土地 面積 | 耕地面積 | | | 林野面積 | |
|-----------|-----|-----------|--------|--------|--------|------|--------|
| | | | 田 | 畑 | 樹園地 | | |
| 平成 22年 | 実数 | 49,562 | 5,400 | 4,650 | 746 | 1 | 38,475 |
| | 構成比 | (100) | (10.9) | (86.1) | (13.8) | (-) | (77.6) |
| 平成 27年 | 実数 | 49,547 | 5,390 | 4,640 | 747 | 1 | 38,376 |
| | 構成比 | (100) | (10.9) | (86.1) | (13.9) | (-) | (77.5) |
| 令和 2年 | 実数 | 49,547 | 5,380 | 4,640 | 747 | 0 | 38,311 |
| | 構成比 | (100) | (10.9) | (86.2) | (13.8) | (-) | (77.3) |

(出典：全国都道府県市区町村別面積調、市町村別耕地面積、農林業センサス)

(4) 財政の状況

財政状況は、長引く経済不況やコロナ禍による町税収入の減少等により、地方自治体にとっては依然として厳しい状況にあり、今後もさらに厳しい状況が続くことが予想される。その一方で、少子高齢社会に対応した社会福祉施策、農業の振興施策の充実等が強く求められている。

■財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 6,357,144 | 5,890,189 | 9,924,473 |
| 一般財源 | 4,029,764 | 4,073,350 | 4,081,846 |
| 国庫支出金 | 936,563 | 362,997 | 1,485,444 |
| 道支出金 | 318,672 | 486,492 | 574,933 |
| 地方債 | 582,187 | 429,800 | 2,294,003 |
| うち過疎対策事業債 | 208,000 | 422,700 | 450,400 |
| その他 | 489,958 | 537,550 | 1,488,247 |
| 歳出総額 B | 6,077,100 | 5,570,743 | 9,660,812 |
| 義務的経費 | 2,433,932 | 2,194,588 | 2,433,130 |
| 投資的経費 | 1,278,067 | 584,913 | 2,947,451 |

| | | | |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| うち普通建設事業費 | 1, 256, 182 | 569, 091 | 2, 947, 451 |
| その他 | 2, 365, 101 | 2, 791, 242 | 4, 280, 231 |
| 過疎対策事業費 | 807, 547 | 997, 061 | 2, 255, 172 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 280, 044 | 319, 446 | 263, 661 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 38, 052 | 7, 106 | 12, 350 |
| 実質収支 C - D | 241, 992 | 312, 340 | 251, 311 |
| 財政力指数 | 0. 19 | 0. 18 | 0. 19 |
| 公債費負担比率 | 22. 8 | 21. 1 | 20. 8 |
| 実質公債費比率 | 9. 7 | 0. 5 | 0. 5 |
| 起債制限比率 | 6. 2 | — | — |
| 経常収支比率 | 75. 0 | 77. 0 | 78. 1 |
| 将来負担比率 | — | — | — |
| 地方債現在高 | 6, 079, 574 | 5, 044, 437 | 6, 609, 236 |

(出典：平成 22、27 年度及び令和 2 年度の地方財政状況調査)

II 現状と課題

1 これまでの山村振興対策の評価と問題点

産業形態が類似している他自治体と同様に、基幹産業が不安定となり、若年層の大都市圏への流出等といった種々の課題を抱え、依然厳しい状態が続いている。この現状と時代の潮流を的確に捉え、豊かな自然環境の保全や美しい景観の維持、創出を図りながら住民の発想、意見を十分に引き出した上で、自らのまちづくり意識の醸成と、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会を目指した、ハード、ソフト両面からの対応が求められている。

2 山村における最近の社会、経済情勢の変化

本町の人口は昭和 30 年の 16, 199 人をピークに減少を続け、昭和 50 年には 9, 527 人と 1 万人の大台を割るに至った。その後減少率は鈍化したものの、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する人口減少率算出基準年である昭和 50 年と令和 2 年とを比較すると 32 パーセントの減少となっている。これは、本町の経済基盤を維持してきた農業従事者が、農業の近代化、省力化による規模拡大傾向で最盛期の 3 分の 1 以下に減少したことが最大の要因である。併せて、第 2 次、第 3 次産業への産業転換が遅れている状況の中で就業難による若年層の町外流出、出生数の低下などが要因として考えられる。

近年の本町における人口減少率は、近隣市町村よりも緩やかである。これは、新十津川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく定住や子育て支援の施策等が奏功し、移住者が増加していることが要因として考えられる。令和元年と 2 年において本町の

人口は社会増となり、特に令和2年は人口増となった。

3 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

本町は、町総面積の77パーセント（うち道有林50パーセント）を森林が占めており、戦後、積極的に植林が行われた結果、収穫時期を迎える人工林が増加している。しかし、林業を取り巻く経営環境は未だ厳しく、適切に管理されずに長期間放置された森林があり、計画的に伐採・造林を進める必要がある。国土保全や水資源のかん養、温室効果ガス吸収源としての役割など、森林の公益的機能への関心の高まりから多様化、高度化しており、住民のみならず、国民の財産である森林の適切な整備、管理が求められている。今後は、森林を共有の財産として管理、保護するとともに、森林資源の有効活用が重要である。

また、農作物や森林に大きな被害をもたらすエゾシカは多数生息しているとみられ、有害鳥獣対策協議会を中心として捕獲や駆除などの対策を進めているが、猟友会などの担い手が不足していることから、免許取得費用等の助成を行っている。

なお、外来生物であるアライグマによる農業被害も増加していることから、北海道の研究機関と協力し、生息調査を実施することで効果的な捕獲方法の確立を目指している。現状、捕獲実施者へ箱わなの貸出しや捕獲報奨金の支給を行い、捕獲対策を強化しているが、今後も継続的な捕獲対策が必要である。

4 山村における新たな課題

農業者の将来見通しでは、10年後に65歳未満の経営者は、150戸以下となり、65歳以上の高齢者も100戸程度は経営を継続していることが予測されることから、スマート農業機械の普及を進めるとともに、農業者の育成支援などを進めるピンネ農業公社と連携しながら担い手を掘り起こし支援することにより、地域農業を維持していく必要がある。また、集落によっては農業者個人での経営維持が困難となる場合も十分に考えられることから、農業法人による集落営農組織への誘導も重要である。

III 振興の基本方針

1 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴を抱える問題点等

本町は、石狩川及び徳富川流域の肥沃な平野部や、丘陵地等恵まれた土地資源を活かした農業を基幹産業として発展し、空知における食糧基地としての役割を果たしてきた。緑豊かな大地は経済基盤の確立と国土保全に恵みをもたらしてきたが、近年は、離農や若年後継者の流出など農村社会の機能低下を招いており、商工業等の第2次、第3次産業へも大きな影響を与えている。

2 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

本町の基幹産業としての役割を担ってきた農業は、大規模化、省力化により従事者が激減しているが、今後もなお基幹産業として地域経済の中核を担う産業であることから、作物の高付加価値化など時代の要求に即した展開を図るとともに、農業の継続性を維持するため、新規就農者の育成を強化しなくてはならない。さらには、スマー

ト農業の導入を推進し、経営の大規模化に対応し、省力化や効率化にも繋げる必要がある。第2次、第3次産業についても、特定の産業に偏らず多様な業種において、小規模であっても魅力的な職場、事業を創出することが重要であることから、商店街の活性化、起業の促進、企業誘致など総合的な基盤づくりを図り雇用の増大につなげなければならない。

また、持続的に発展していくまちづくりを推進し、農村、街並み、自然景観の整備・保全や本町の歴史・文化の振興等ハード・ソフト両面にわたる対策に傾注していかなければならない。本町の美しく豊かな自然はかけがえのない財産であり、この恵まれた地域資源を活かし、地域住民、都市住民の「いやし」「ゆとり」の場として、またグリーンツーリズムやファームステイなどの都市と農村の交流活動の場として個性豊かな地域づくりを醸成させていく必要がある。

3 山村振興の目標を達成するための主な方法

本地域の振興の方針を踏まえ、次の6つの方法により、振興施策を展開する。

- (1) 圏域全体の活性化のため、中空知定住自立圏構想に基づく、中空知5市5町との連携・協力による効率的な行政サービスの実施
- (2) 定住促進に向けた、出生、就学、就業、結婚、住宅建設などライフステージの節目における効果的かつ複合的な施策の展開
- (3) 情報通信基盤を充実させ、インターネット等を活用した積極的な情報発信などによるU I J ターンの推進
- (4) 行政サービスのオンライン化、子どもたちの教育環境充実のための高速ブロードバンドの全町的普及
- (5) 作物の高付加価値化、新規就農者の育成強化及びスマート農業の導入推進
- (6) 雇用増大のための商店街の活性化、起業の促進及び企業誘致の推進

IV 振興施策

1 振興施策

(1) 交通施策

ア 道路改良及び整備は、緊急度の高いものから優先的に交付金及び起債事業を活用して進めるとともに、老朽化している道路の補修等に加え、舗装未整備地域は順次整備を図る。

イ 町道にある橋りょうについては、適宜、点検を行い、橋梁長寿命化計画に基づき、効率的、効果的な管理により長寿命化に努める。

ウ 冬期間の交通の安全と利便性を確保するため、除排雪機械の整備拡充と除排雪体制の充実を図る。

エ 車の運転が困難になった住民の買物や通院等に係る交通手段を確保し、持続可能な地域交通を進めるため、国、北海道の支援を受けながら、住民とともに地域の実情に合った効率的で利便性の高い公共交通を維持する。

(2) 情報通信施策

ア 地域の情報通信基盤の整備を推進し、人工知能(AI)やICTなどの最新技

術を産業や教育などあらゆる分野で積極的に活用し、社会の変化に対応した地域の情報化や町民サービスの向上に向けた取組を進める。

イ 防災等に資するWi-Fi環境を整備することで、インターネットにアクセスし、効果的に情報を受発信できる通信手段を確保する

ウ 地域住民のニーズに合わせた情報通信技術を活用する能力を習得するための講座等の開催を検討する。

(3) 産業基盤施策

ア ほ場条件の改善や土地改良など生産基盤の整備を計画的かつ円滑に推進する。

イ 市場と連結した栽培を推進するとともに、製品の均一化、高級化を図るなど消費者ニーズに対応した安定的な生産体制と流通体制の確立を目指す。

ウ 農業者の経営安定を確立するため、栽培技術の向上や先進的な技術（スマート農業機械など）の導入、玄米ばら集出荷施設や米穀乾燥調製施設による品質安定と一定ロットの確保などを図る。

エ 近年の消費者の「食」に対する安全指向の高まりに対応するため、栽培の履歴を記帳するトレーサビリティシステムを励行し、GAP（農業生産工程管理）の導入を図る。

(4) 経営近代化施策

ア 従来までの直接集荷業者へという単一出荷から、個人やグループ、地域単位での販売を進める。

イ 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、また、当該資源を使用した特産品の開発等による付加価値向上等を図る。

(5) 地域資源の活用に係わる施策

ア 公共施設等へ熱供給を行う熱供給センターの維持管理を行ない、木質バイオマスエネルギーの活用を推進する。

イ 地中熱を熱源とするヒートポンプ設備の維持管理を行ない、持続可能なエネルギーの活用を推進する。

ウ 脱炭素社会を目指すうえで大きな役割を担う再生可能エネルギー等の地域資源を最大限に活用し、徹底した省エネルギーの推進を図る。

(6) 文教施策

ア 芸術や音楽公演などの鑑賞の場を提供し、住民の文化意識の高揚を図るとともに、文化の香りが漂うまちづくりを推進する。

イ 郷土芸能として根付いている獅子神楽保存会、おどり保存会、徳富太鼓会など文化団体の活動を支援し、子どもたちへの普及伝承を推進する。

ウ 社会教育施設である開拓記念館や新十津川アートの森彫刻体験交流促進施設などの老朽化に伴い、計画的な改修を図る。

(7) 社会、生活環境施策

ア 下水道施設の老朽化に伴う事故等を防ぐため、計画的な修繕、更新、改修を図る。

イ 新十津川町環境基本計画に基づき、ごみによる環境問題について、町民への普及、啓発を図り、さらなるごみの減量化と分別化を推進する。

ウ 公共用水域の水質保全を図るため、農業生産地集落における農業集落排水処理施設、下水道区域外における合併浄化槽の整備を推進する。

エ 老朽化した消防車両の更新、年々複雑化している各種災害等に対応できる資機材を搭載した車両及び災害時備蓄資機材の整備を行う。

オ 子育て世帯が安心して育児を行うため、子育て支援センターや放課後児童クラブの運営など、積極的な施策の展開を図る。

(8) 高齢者福祉施策

ア 支援を必要とする高齢者への対応と元気な高齢者の社会参加を推進する。

イ 心身機能の低下、転倒リスクの向上、栄養状態の低下による疾病を誘発しやすい現況を改善し、ボランティア活動や、各種サークル等の活動による心身の維持向上のため、地域包括ケアシステムの構築を図る。

ウ 介護サービスの提供体制の充実や質的向上を図る。

(9) 集落整備施策

ア 集落維持のため、コミュニティ活動を担う町内会の活動支援やニーズの多様化に伴う生活環境及び情報通信環境の整備、集落コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設の老朽化に伴う改修などを行う。

(11) 交流施策

ア 人口減少の抑制のため、本町の魅力や定住促進事業をはじめとした定住関連情報の発信などの取り組みを推進する。

イ 農村の価値を再認識し、都市部の住民や子どもたちにその魅力を伝えるため、ファームステイ事業や都市部での生産農家による直接販売などの取り組みを推進する。

ウ まちづくりにおける広い視野を持つ人づくりを進めるため、母村である奈良県十津川村と様々な分野で連携、交流を推進する。

(12) 森林、農用地等の保全施策

ア 森林の公益的機能を維持するため、適切な森林整備を促進し、森林の保全を推進する。

(13) 担い手施策

ア 人口減少や高齢化に伴う担い手不足を解消するため、新規就農者やUターン就農者の支援を行い、また、共同営農を行うための組織設立を推進することにより、農業活動の継続に努める。

(14) 鳥獣被害防止施策

ア 野生鳥獣（エゾシカ、アライグマなど）による農業被害を減少させるため、捕獲や駆除などの被害防止対策を推進する。

(15) その他施策

ア 都市住民が求める自然要素や「参加・体験・学習・交流」の拠点であるふるさと公園を核とした集客の仕組みづくりの構築を行う。

イ 町を全国に向けてPRしていくため、母村である十津川村、母県である奈良県との特色ある連携協定を活かしたPRや、平成30年度から取り組む新十津川町応援大使制度における応援大使からの情報発信、PRキャラクター「とつかわこ

めぞー」の活用など、SNSをはじめ、多様な角度からの情報発信を行う。

ウ 民間企業等との連携協定の締結を促進し、双方が持つ資源を有効に活用することで、地域の活性化や住民サービスの向上を図る。

V 産業振興施策促進事項の有無

| 産業振興施策促進事項の記載 | 記入欄 (該当する欄に○を記入) |
|---------------|---------------------|
| 記載あり (別紙参照) | |
| 記載なし | ○ |

VI 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、振興山村の指定のほか、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく「過疎地域」、豪雪地帯対策特別措置法に基づく「特別豪雪地帯」に指定されている。

また、本町では、令和4年度(2022年度)を始期とする「第6次新十津川町総合計画」を策定し、今後のまちづくりの指針を明らかにしていることから、当該指針を踏まえ、各種施策を展開することとする。